

建築基準法第43条第2項一号に基づく認定について

■認定について

建築基準法第43条第1項の規定により、建築物の敷地は、原則として建築基準法（以下、「法」といいます。）に定められた道路に2m以上接しなければなりません。（接道規制）

ただし、建築基準法改正（平成30年6月27日公布）によって、新たに法43条第2項第一号の規定に基づく認定制度が創設されました。（接道規制の適用除外）

従来許可として取り扱っていたものの一部について、法令の要件及び法第43条第2項第一号に規定に基づく認定基準等に適合する場合の取り扱いとなります。なお、建築審査会の同意は要しません。

■建築基準法第43条第2項第一号について（認定申請）

【基準】

1. 農道等公共の用に供する道及び令144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道で、4m以上の道であること。
2. 延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅であること。（同一敷地内に2つ以上ある場合はその合計）
3. 山形県が策定した「建築基準法43条第2項の規定に基づく許可・認定の運用方針」の基準に適合するもの。

※建築基準法施行規則第10条の3

【申請添付書類一覧】 ※氏名・資格名記載＋押印

- ・認定申請書（一面～三面）
- ・委任状（申請代理者をたてる場合のみ）
- ・案内図
- ・公図写し
- ・土地現況図（申請地の周りの状況がわかるもの、周り一区画分程度）
- ・配置図（集団規定検討済のもの）
- ・求積図（敷地、建物等）
- ・各階平面図
- ・立面図二面
- ・承諾書

【申請部数】

- ・正本1部、副本1部、計2部

【申請手数料】

- ・27,000

■ 認定申請諸手続きについて

認定申請の諸手続きについては、確認申請前に必要となります。また、事前に敷地及び道路の状況を調査の上申請してください。

認定申請手続きフロー図

